

令和6年度第1回山形県特定鳥獣保護管理検討委員会 発言趣旨

1 日時 令和6年7月5日（金）午前10時～12時

2 開催方法 オンライン（Zoom）

3 委員（敬称略）

鈴木正嗣（岐阜大学）、江成広斗（山形大学）、山内貴義（岩手大学）、丸山哲也（栃木県林業センター）、遠藤春男（山形県猟友会）、松野尚（山形県獣医師会、片桐弘一の代理）、岩田俊彦（山形県農業協同組合中央会、遠田正の代理）、佐藤由英（山形市、豊後真の代理）、早坂利貴（最上町、野口勝世の代理）、安達怜央（米沢市、伊藤昌明の代理）、高橋修也（鶴岡市）、石山栄一（山形県みどり自然課）、下山智弘（山形県農村計画課、門脇健の代理）

4 発言趣旨

（1）令和5年度鳥獣による農作物被害について（報告）

（事務局）

説明

電気柵について

（江成委員）

- ・ 昨年度、クマの農業被害がかなり多かったことに関して、適切な電圧で電気柵が設置されていたにもかかわらず突破された例が、本県だけでなく隣県でもいくつもある。
- ・ 今後のクマ対策を考える上で重要なポイントとなるので、こういう被害が実際どのような状況で起きていたのかについてスポット的にも調べておくべきと考える。

（山内委員）

- ・ 岩手県でも同様の事例があり、電気柵の張り方よりは張る時期の問題と考えている。例えば美味しい餌がいっぱいあることを学習したところに張っても多分突破されるのではないかと。農作物が実る前に、張っておけばかなり効果的なのは間違いない。
- ・ また周辺の農家は通電しているが、ある農家だけが通電させてないから電気柵は怖くないと学習したクマは、通電していても突破してきてしまう。
- ・ 電流が流れると筋肉の収縮運動になるので、その勢いで入ってきたりすることもあるので、運用も含めて検討していく必要がある。

（鈴木委員）

- ・ 江成、山内両委員の指摘を含めて、県の方で設置者への指導をよろしく願いたい。

イノシシ被害の減少に係る豚熱の影響について

（山内委員）

- ・ イノシシ被害はだいぶ減っているが、豚熱の影響はどうか。

（事務局）

- ・ 直近4ヶ年で減少傾向であり、電気柵の設置への支援と適切な管理を継続的にお願いしてきた効果が出ていると認識している。
- ・ 豚熱の影響については令和2年ぐらいにはかなりあったが、最近は少なくなったと感じている。

(2) 令和5年度山形県特定鳥獣保護管理検討委員会専門部会（令和6年2月26日開催）の内容について（報告）

（事務局）

説明

（鈴木委員）

- ・ この件について補足すると、昨年度の本検討委員会でもきちんと議論しなければならないということで、今の説明の通りロジックモデルを構築して、従来のやり方を検証した上で、これからどう進めていくのかを議論したものだ。
- ・ 要点は、山形県に限ったことではないが、被害対策イコール捕獲という認識が出来上がってしまっているが、被害対策と捕獲を切り分けたということ。
- ・ 捕獲事業には猟友会が活躍している市町村の有害鳥獣捕獲を含むということ。
- ・ モニタリングについても、これも山形県に限ったことではなくて全国的な傾向だが、端的に言えばモニタリングのためのモニタリングになっていて実際の被害対策等に必ずしも生かしきれていない、ということ踏まえた上で、方向性を整理したということになる。
- ・ 去年までの本検討委員会でも、以前に議論した各種が積残しになっているなどの指摘があり、そういった指摘を改める上でも非常に重要なことだと考えている。

「市町村の理解」の記載に関する被害防止計画との関係について

（丸山委員）

- ・ 「市町村の理解」の記載に関し、被害防止計画との連携はどうなっているか。
- ・ 市町村ごとに作る特措法に基づく被害防止計画の記載内容との整合性を図る指導やチェックの体制はできているのか。

（事務局）

- ・ まだそこまで具体的には考えていないが、大切な視点なので検討したい。

（鈴木委員）

- ・ 「具体的な方向性」の中に勉強会や意見交換会ということが明記されているので、県において丸山委員の指摘を参考にしながら、積極的に進めてほしい。

クマの市街地での有害捕獲について

（遠藤委員）

- ・ クマの緊急有害で現場に入ると、人家近くでは銃は使えないなど縛りが多すぎて対応できないケースが多い。
- ・ また猟友会としては、麻醉銃の保管の関係をもっと楽にすべきだと考える。麻醉銃を昨年は庄内地区に1丁配備し、今年は内陸に1丁配備予定だが、現場に到着するまでや、麻醉薬の保管の関係で使うのが難しい状態にあり、捕獲で使用したくてもできない場合がある。
- ・ こうしたことを踏まえ、我々民間が運用しやすいよう県で公安委員会と協議できないものか。
- ・ 公安の方では判例の方を重要視するので、民家から200m以内かどうか、周辺に人家10件あるかどうかなどの縛りがものすごく厳しく、現場がやりにくい方法・方向になっているが、県としてどう考えているのか。

（事務局）

- ・ いろいろな条件があるので、そういった関係先と情報共有しながら、より良い方法を探っていかななくてはいけないと思っている。

（鈴木委員）

- ・ 補足となるが、現在、環境省で鳥獣保護管理法の第38条に関して、クマの出没増加を背景として市街地の発砲に関わる場所についてかなり議論が進んでいる。間もなく環境省

で方針を出すと言っているが、県においてもその検討結果を踏まえ、指摘あったことについて具体的に検討を進めてもらいたい。

(3) 生息状況調査の見直しの方向性について（協議）

(事務局)

説明

(鈴木委員)

- ・ 本検討委員会でも、この調査が獣種ごとにバラバラで非効率だという指摘が昨年度もあった。その辺りも踏まえての見直しと理解している。
- ・ 補足すると、岐阜県では岐阜大学と連携することによって相当のコストカットができていくという側面もある。説明あった内容には山形大学との連携も含まれていたもので、岐阜県の例も踏まえながら進めてほしい。

獣種横断的な調査の評価等について

(山内委員)

- ・ 獣種横断的な調査について、具体的にはどう評価する考えか。映っているかどうかだけか、定量的な評価に結びつけていくのか、具体的な説明がなかったので見えにくい。

(事務局)

- ・ まだ調査設計には進んでいないが、例えば撮影頻度などを指標として、獣種ごとの生息状況を、経年的、継続的に評価することを想定している。

(山内委員)

- ・ 例えばどれぐらいの面積をカバーするかなど、定性的な調査であればそういったことも必要になってくる。50メッシュに1個と10個では労力も取得データも全然違う。
- ・ 森林管理署とか市町村がカメラを仕掛けるのはよくあるので、そのデータをかき集めるのはいい案ではあるが、設計の仕方と評価の仕方を誤ると、データは取れても結局どうにもならない事態になることが懸念される。
- ・ ニホンジカについて、調査の2階部分がボイストラップになっているが、これも定性的調査であるから、増えることが分かっているニホンジカとイノシシは、他県でも実施する糞塊などの方法で、最終的には県全体の生息頭数を算出することになるのでないか。そうであれば、今のうちに糞塊やCPUE・SPUE等の手法を検討するとか、2階3階部分を考えるときには、定量的調査手法を考えるべき。ボイストラップはどちらかという1階部分ではないか。
- ・ また、クマに関してのカメラトラップのデータを見たことがないので、我々も評価のしようがない。そのあたりを今後どうしていくのかを聞きたい。

(事務局)

- ・ クマ調査結果は、生息頭数の推計などの最終結果だけを本検討委員会で示しているが、カメラのデータの共有はこれまで行ってない。
- ・ 調査の目的に合わせ、定量的な調査と定性的な調査をどう行っていくか、施策に結び付けていくか、各獣種の担当も巻き込んで設計したい。
- ・ イノシシ、ニホンジカは間違いなく増加傾向にあるが、今回の方針は、被害の抑制にピントを当てて対策をしたいとの考えの下、定性的な調査をメインとしている。

(山内委員)

- ・ 考え方自体はわかるが、もう一步踏み込むべきと考える。気がついたら生息数が推定以上に増え過ぎていて、手遅れ状態になるのではないかという懸念があるのと、カメラもいいが、お手軽なようで面倒でもあるし、カメラに全幅の信頼を置くのは危険だと思われる。

- ・ 他県も試行錯誤しながら、結局は獣種ごとに調査している。これはそういった理由で踏み込んでいかないとデータが出ないことがわかっているからである。

(鈴木委員)

- ・ この御指摘については岐阜県でも同様にカメラをメインにしているが、だいぶ苦労している。そのあたりの情報も調査し共有しながら進めてほしい。

イノシシのライン調査と糞塊調査等について

(丸山委員)

- ・ イノシシでのライン調査については、同時に近くの糞塊調査も兼ねるのが良く、財源も環境省の交付金を活用できるので検討すべき。
- ・ また、ラインの設定は既存のラインを変えない方がいいが、ニホンジカの存在も踏まえて、この際ラインの場所を拡大してはどうか。ただしそれは1回変えたらずっと変えずに使うことで増減傾向を把握できる。一番効率が良いのではないか。
- ・ また狩猟カレンダーの様式については、狩猟と許可捕獲に関する捕獲の情報、捕獲努力量に関する情報も集めるという認識でよいか。

(事務局)

- ・ 狩猟と有害捕獲の報告書で努力量や効率に繋がるデータの報告もお願いしているが、その取扱いについては具体的にどこまでのものを求めるのかはまだ検討中である。

(丸山委員)

- ・ シカとイノシシに関しては、費用、労力的に非常に低コストで、全県状況が把握できる情報になるので、ぜひこれを1階部分あるいは2階部分の情報としては開始して、様式を1度決めたら、ずっと変えずに同じデータを継続して取っていくというのが重要だと思う。

調査結果の共有について

(遠藤委員)

- ・ 以前行ったカメラトラップ調査とヘアトラップでのDNA調査の結果が共有されないことが疑問である。
- ・ 以前に戸沢村でも山菜採りで襲われて死亡事故が起きているし、最近では鶴岡で作業中に脚立の上の人をクマが襲った事例、隣接する新潟県関川村では畑の草むしりをしていたおばあちゃんが被害に遭った。県民はこういったネット上にある情報を知って怖いと思っている。
- ・ このDNA調査については、数年前に秋田県境を中心に山形大学が関わった調査だがなんとかわかる方法ないものか。県として調査をした場合はやはり各関係者に報告等が欲しい。

(事務局)

- ・ これまでいろいろな調査に協力いただいているので、調査結果の説明や共有が不十分であったという御指摘を受け止め、これから調査等についてはできる限り協力いただいた関係者の方々に提供したい。

(江成委員)

- ・ 先ほどのヘアトラップ調査は私が大学に赴任する前のもので詳細までわからない。アンケートベースの調査結果やモニタリングの結果などは県のホームページ上で見ることができる。しかし、いろいろな立場の方が見やすいかと言われるとそうではない。ただ報告書として共有するというだけではなく、広く共有できる情報として出すということについて検討してほしい。

モニタリング方法だけでなく課題・政策に合わせた効果検証について

(江成委員)

- ・ 事務局から説明あったように、県の方針として、ニホンジカとイノシシに関しては被害軽減に焦点を当てて取り組むということで、コストの側面から考えて、ベースとなる全県的な評価は定性的な方法を主に採用せざるを得ないだろうし、この方針はぶれないほうが良い。
- ・ 一方で定量的な評価を全くやらないという話ではない。モニタリングは手段なので、例えば先の方針のようにいろいろな対策を実施した際のコストベネフィットに基づく事業評価を、定量的なモニタリングを通して推進していく必要がある。よってモニタリング方法だけ議論を先行してしまうと話がまとまらない。今後の議論の仕方としては、獣種ごとの対策事業を先に整理し、どのようなモニタリングによって事業評価を行うかを次に議論すべきだろう。

(鈴木委員)

- ・ 非常に貴重な御指摘で、モニタリングはあくまでも実際の政策と関連づけて役に立つというものなので、ぜひともその点をぶれずに続けてほしい。

(4) 第1期山形県ニホンジカ管理計画の進捗状況について(報告)

(5) 第2期山形県ニホンジカ管理計画の策定方針(案)について(協議)

(事務局)

(4)及び(5)を一括説明

捕獲票、出猟カレンダーについて

(丸山委員)

- ・ 捕獲票の件だが、様式12号と出猟カレンダーは両方の提出を求めているのか。そうであれば、重複する部分も多いので、できれば出猟カレンダーに統一してはどうか。この場合、区画内の位置の詳細と、角の状況が情報として落ちるが、この情報については必要情報として活用しているのかどうか重要で、あまり活用してなければ狩猟カレンダーに統一し、ハンターの労力を減らしてはどうか。
- ・ また出猟カレンダーについては、登録証と一緒にハンターに配付し、登録書と一緒に回収しているのか。また、そうであるならば、これが狩猟に関する捕獲報告になるので、様式の頭数が統計上の狩猟報告数と同数になるということによいか。

(事務局)

- ・ お見込みのとおり。

(丸山委員)

- ・ 捕獲報告がなかなか出てこないということであるなら、従事者証と一緒に配付しているの、今度は回収のときにしっかりとちゃんと返してほしいということを徹底していけばそれなりに集まると思う。様式を集めることが重要なので、書いてもらうこと、必ず従事者証と一緒に回収することを徹底すべき。

(鈴木委員)

- ・ 捕獲従事者の労力をなるべく軽減することはとても大事なことになるので、運用の方法も含めて検討してほしい。

くくりわなの制限の撤廃について

(江成委員)

- ・ くくりわなの制限の撤廃は基本的に賛同できない。その最大の理由は、第1期計画の策定の際に、くくりわなの利用に関するリスクベネフィットについて森林研究研修センターを含めてかなり議論をしたが、その方針を変えなければいけない事態が発生してるとは思えないということである。また、今回示された資料にもとづくと、錯誤捕獲防止のためにカメラを必ず設置しなければならない、すでにくくりわなを導入している置賜地域では、シカを捕獲するときに、今よりもハードルが上がることを意味する点には注意が必要である。
- ・ もう一つは県の錯誤捕獲対応が全く進まなかったことである。2件ほど錯誤対応のための麻酔銃を猟友会が持つ体制にしているが、そもそも麻酔を取り扱うことが難しい猟友会にこの対応を依頼したのかも理解ができない。
- ・ これらのことから、現状のとおり地域を分けた上でくくりわなの使用制限は撤廃されるべきで、シカの密度が高まっている地域以外でくくりわなを導入すべきではないし、すでに導入されている地域のシカ捕獲のハードルを上げることに意味はない。
- ・ 「イノシシ捕獲のためのくくりわなは許可しているのに、ニホンジカには出していないことがおかしい」という指摘があったことがこの議論の背景にあるということを事前に聞いていたが、これが本質的な撤廃の理由になるとは論理的に考えにくい。なお、イノシシのくくりわなにおける錯誤捕獲の問題が広がっているという事実も、理解するべきである。

(鈴木委員)

- ・ 御指摘の点は非常に重要なことで、様々なところで整合性が取れてない部分もある。錯誤捕獲はカモシカばかりの記述になっているが、これからはクマがかなり増えてくることが想定される。
- ・ また予防も重要だが万が一起きたらどうするのかについて、体制整備を同時に展開していかないと大きな問題になる。他県では錯誤捕獲対応に行った捕獲従事者の方が襲われて死亡するということが起こっている。
- ・ ここは関連する問題と一緒に整理をしながら進めていくということが必要になるので、ニホンジカの問題だけではなくて、もっと全体の中で江成委員の御指摘も含めて検討してほしい。

カモシカを誘引しない餌について

(丸山委員)

- ・ カモシカを誘引しない餌については、ニホンジカも食物は一緒なので、記述として修正する必要がある。

(6) クマ類の指定管理鳥獣の指定と被害対策について (報告)

(事務局)

説明

緩衝帯整備について

(江成委員)

- ・ 緩衝帯はもちろん必要だが、1年2年だけ補助して林縁を刈払いしても、その後放置されて、場合によっては以前以上に里に動物を誘引するという結果が各地で見られている。一過性にならずに継続性を担保できる仕組みを支援するというあり方を検討すべき。

(山内委員)

- ・ 刈払いの補助については、単年度の補助では全然意味がなく、いかに継続させるかのかが重要になってくる。

- ・ 山形県のテレビ局などの取材を受けることがあり、その中にさくらんぼを目の前で食べられたという事件があった。その現場の周りの風景を見ると藪がすごいところで電気柵も全然ない園地で被害に遭っていることから、やることはいっぱいあると感じた。あの藪を継続して刈払いできるのかは難しい問題で、予算を付けて解決とはならないだろう。

市町村による出沒対応マニュアル作成支援について

(江成委員)

- ・ 出沒時の緊急対応について、市町村への支援としているが、対応そのものは市町村によって変わるわけではなく、ベースとなるフレーミングは全く同じはずなので、まずは県である程度の対応マニュアルを作った上で、市町村によって実際に動きやすい形に調整していけるような仕掛けで提示すべき。市町村独自でマニュアルを作るのはハードルがあまりに高すぎるので、この辺りは支援ではなく、その対応指針を県で用意する方が現実的だろう。

(山内委員)

- ・ 市街地出沒マニュアルについて、岩手県内の事例では、県が主導して複数市町村を集め、協議会を立ち上げて、その中で何とか回している状況にある。各市町村で行うことは難しいだろう。
- ・ ハンターを増やすのは良いが、ニホンジカやイノシシとは違ってクマ対応はハンターを増やしたからといって、獲る数を増やすということには必ずしもならない。
- ・ 先に紹介あったように、猟友会が撃てるのか撃てないのかのようなケースは、岩手県でも秋田県でも同じ事態になっており、秋田県が先行して市街地出沒対応の机上訓練や実地訓練を実施し、岩手県もそれを真似して取り組んでいるが、そういったものを実施した方が良い。実施してみると、結局誰が撃つ指示を出すのかという点で非常に揉める。警察は猟友会に、猟友会は捕まりたくないから行政に何とかしてほしい、行政もどうにもならなくて警察に頼る、堂々巡りして結局は決められない状況になる。例えば、民家に侵入したときに、どう対応するのか、誰が撃つのか、誰が発砲許可を出すのか、そういった命令系統を机上訓練や実地訓練であらかじめ経験しておかないと、本番でハンター増やしても対応できない。

クマの個体数等のモニタリングについて

(山内委員)

- ・ モニタリングが生息状況調査としか書いてないことについて、予算の都合でカメラトラップとかヘアトラップ調査を大規模できないということだが、指定管理事業で国庫が使えるので、もっと積極的な施策を展開しても良いのではないか。

捕獲の担い手の育成・確保について

(遠藤委員)

- ・ 企業が就業時間などについて厳しく、農家であっても法人組織だと同様であり、若い人が銃を持って講習・練習に向かうのが非常に難しい状況にあるので、射撃練習を促進する良い方法はないものか。
- ・ 例えば夜間射撃場を作れば、仕事帰りに若い人たちが訓練できるのでないかと考えるが、県で射撃場に対して補助をするなどは出来ないか。
- ・ 銃を持ったからといって山へ行くのは難しく危険であり、有害捕獲に参加するのも危険な状態にある。昨年小国町で有害捕獲での事故あったが、その狩猟者は銃の経験者だが、ライフル銃を所持したばかりだった。そういう事例からも経験不足が事故に繋がっているのを検討してほしい。

(鈴木委員)

- ・ 非常に重要な御指摘である。法38条の改正方針では、今まで捕獲に従事する方を狩猟者としていたが、今度は捕獲者ということで呼び名が変わった。その理由は御指摘のように、単に趣味で免許を取った狩猟者がすぐに対応できるというのではなく、捕獲は特別な訓練も必要で、訓練しないと事故を起こしてしまっただけで自分自身も怪我する可能性がある。それから想定しない責任を取らされる可能性もあるということも含めてのことだろう。
- ・ これは環境省が方針を今検討中なので、そのあたりも含めて県では検討してほしい。
- ・ クマ対策の面では狩猟への興味啓発では対応しきれない部分があるだろうと考え気になっているので、意見等を踏まえ検討してほしい。